



事務の手引き

1 加入できる方(加入は原則、事業所単位です)

- ①福島市内の中小企業(従業員300人以下または資本金3億円以下)の勤労者(正社員・契約社員・パートタイマー等)および事業主。
- ②福島市民で、市外の中小企業に勤務する勤労者。

※加入できる年齢は満15歳から満70歳。(継続加入の場合は、年齢の上限はございません)

※①か②には該当するが、事業所加入ではなく希望者のみの加入の場合、下記の3項目全てに該当する場合は加入できます。

- (1)複数人数による親和会等のグループを作ってください、その代表者(担当者)を置く事
- (2)親和会名義の会費引落口座を、下記いずれかの取扱金融機関で開設してもらう事
(取扱金融機関:東北労働金庫、東邦銀行、福島信用金庫、福島銀行、大東銀行、J Aふくしま未来)
※担当者様名義の個人口座は、会費引落や給付金・助成金振込の際にトラブルが発生する恐れがあるため、大変申し訳ございませんがお断りしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- (3)会報等の一括送付

2 新規加入の手続き(締日は毎月25日)休業日の場合は前営業日

下記の書類①～③に必要な事項を記入・押印して、④の入会金・初回会費と一緒にえふ・サポートへお申込みください。

なお、事業所新規加入の際には、えふ・サポートより推進員がお伺いし対応させていただきますので、ご連絡お願いいたします。

加入済事業所で追加加入者がいる場合は、追加加入P. 5をご参照ください。

- ①加入申込書(2枚複写1組) 記入例P. 4 ※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへご請求ください。
- ②会員台帳(1人1枚) 記入例P. 4 ※用紙はP.62
- ③口座振替申込書(3枚複写1組) 記入例P. 4 ※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへご請求ください。
- ④入会金・会費 入会時のみ入会金と会費を現金にて納入願います。2回目から指定口座より自動引き落としとなります。
(1)入会金 会員1人につき 1,000円(入会時のみ)
(2)会費 会員1人につき 月額600円

※入会締日と資格発生日について

毎月25日(休業日の場合は前営業日)の営業時間内までに申込みされた方は、**翌月の1日午前零時に**会員資格が発生します。

なお、26日以降の申込みの場合は、翌々月の1日となります。

4月や12月など、金融機関での手続きを通常に行うことが難しい場合は、締日を変更する可能性があります。

※えふ・サポートでの慶弔給付・各種助成・各種サービスについて
会員資格が発生してからお申込みいただけます。

書類提出済でも、会員資格が発生していない場合は、お申込みする事はできません。

記入・押印後、2枚ともご提出ください。
当センターで確認後、2枚目を御社控えとして、返送いたします。

押印は、1枚目のみにお願いします。

申込書1枚につき、10名様まで記入可能です。

※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへご請求ください。

記入例：①加入申込書（2枚複写1組）

様式1-Ⅰ

一般財団法人 福島市中小企業福祉サービスセンター加入申込書

一般財団法人 福島市中小企業福祉サービスセンター理事長 様
貴センターへ、下記のとおり別紙会員台帳をそえて加入を申し込みます。

(センター用) ※太線枠内を記入願います。

事業所番号	事業所名	えふ・サポート株式会社	TEL	000-000-0000
	代表者名	代表取締役 福島 一郎	FAX	000-000-0000
住所	〒960-8053 福島市三河南町1-20		部長	野田 次郎

加入者番号	フリガナ	加入者氏名	性別	生年月日
1	フクシマ イチロウ	福島 一郎	男	昭和 平成 25 * 2 * 3
2	ノダ ジロウ	野田 次郎	男	昭和 平成 35 * 7 * 10
3	マツカワ マチコ	松川 町子	女	昭和 平成 45 * 6 * 23
4	イズミ セイ子	泉 清一	男	昭和 平成 50 * 8 * 5
5	サクラ カオルコ	佐倉 馨子	女	昭和 平成 1 * 4 * 15
6			男	昭和 平成

記入例：②会員台帳（1人1枚）

※コピーしてお使いください。
年 月 日

会 員 台 帳

一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター（えふ・サポート）

会員番号	事業所名
	えふ・サポート 株式会社
※新規加入者は会員番号を記入しないでください。	事業所の電話番号
	000 - 000 - 0000

フリガナ	ノダ ジロウ	性別	男	生年月日	平成 35 年 7 月 10 日 (58 歳)
会員氏名	野田 次郎	⑤ 女		婚姻日	昭和63 年 7 月 1 日
フリガナ	フクシマ シノブ	※結婚後のみご記入ください。			
住所	〒960-0000 福島市野田町一丁目0-0				
電話番号	000 - 000 - 0000	携帯電話	000 - 0000 - 0000		

登録家族(下記に該当する家族をご記入ください。)

登録家族の範囲は、配偶者・18歳までの子(学生のみ2歳まで)、同居している親に限り、同居していない親・祖父・兄弟姉妹・孫・親類は登録できません。

フリガナ	ノダ モモコ	性別	女	婚姻	妻	生年月日	昭和35 年 2 月 2 日 (59 歳)	職業	会社員
フリガナ	ノダ	男	長女	平成10 年 7 月 5 日 (20 歳)	学生				

新規会員様1人につき、必ず1枚ご提出ください。

登録家族については、P.10をご参照ください。

指定口座は、
「東邦銀行」・「福島信用金庫」・「大東銀行」・「福島銀行」・
「東北労働金庫」・「JAふくしま未来」からご選択ください。
「本店」の場合は、本店に○をつけてください。
「支店」の場合は、支店名をご記入ください。
口座種別・口座番号をご記入ください。

押印箇所は、1枚につき2箇所×3枚の6箇所です。

記入・押印後、3枚ともご提出ください。

※記入口座を会費引落口座として、使用させていただきます。
※1回目(新規加入時)は現金対応でしたが、2回目から自動引落しになります。
※追加加入の方の入会金・会費も、記入口座から自動引落しになります。
※その他、給付金・助成金等の振込口座としても使用させていただきますので、個人口座のご記入はご遠慮ください。
事業所名義もしくは親和会等名義の口座記入をお願いいたします。

※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへご請求ください。

記入例：③口座振替申込書（3枚複写1組）

様式2-Ⅰ
(センター用)

口座振替申込書

(一般財団法人 福島市中小企業福祉サービスセンター会費)

年 月 日

一般財団法人 福島市中小企業福祉サービスセンター 御中

フリガナ	エフサポート株式会社	住所	〒960-8053 福島市三河南町1-20	代表者名	代表取締役 福島 一郎
フリガナ	エフサポート(株)	フリガナ	エフサポート株式会社	フリガナ	エフサポート株式会社
フリガナ	エフサポート(株)	フリガナ	エフサポート株式会社	フリガナ	エフサポート株式会社

1. 指定口座

金融機関	東邦銀行	福島信用金庫	大東銀行	福島
金融機関	福島銀行	東北労働金庫	JAふくしま未来	支店

2. 振替日

※毎月12日(休業日の場合は翌営業日)

3 会 費

●入会金・会費

- ①入会金 会員1人につき 1,000円（入会時のみ）
②会 費 会員1人につき 月額600円

●納入方法

入会金と初回の会費については、現金で納入してください。

※えふ・サポートより推進員がお伺いし、対応させていただきますので、ご連絡お願いいたします。

2回目以降は、加入時に提出された指定口座から自動引落しいたします。

引落日は下表の通りです。

月	2月～4月・6月～12月	1月・5月
口座引落日	12日	14日

※引落日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

※会費の未納がある場合、会費の納入が確認できるまでは、慶弔給付・各種助成・退会手続・各種サービスの提供を受けられませんのでご了承ください。

※会費を3ヶ月以上滞納し、引き続き納入の見込みがない場合は、会員資格がなくなりますのでご注意ください。

なお、会費未納により強制退会となった場合、加入期間中に発生した事由であっても、慶弔給付や助成は行いません。

●税法上の取扱いについて

入会金・会費は、事業の趣旨からできるだけ事業主がご負担ください。

事業主が負担した場合の入会金・会費は事業所の福利厚生費として税法上、損金または必要経費として処理することができます。

ただし、事業主1名のみ加入の場合は、損金または必要経費としてみなされないの、ご注意ください。 ※詳しくは、お近くの税務署へご確認ください。

4 加入の承認

●加入手続が完了後、下記のことを事業所へ送付します

- ①加入承諾書（加入申込書の2枚目です。事業所で保管してください）
②会員証（1人1枚） ③利用ガイド（1人1部） ④割引指定店ハンドブック（1人1部）
※②～④の詳細は、P. 8をご参照ください
事業所のご担当者様は、届きましたら②～④を新規会員様へ、配布をお願いいたします。

5 追加加入の手続き（締日は毎月25日）休業日の場合は前営業日

●事業所で職員の採用や異動等により追加加入を申込む場合は、以下の書類を郵送もしくはえふ・サポート窓口までご持参ください

- ①加 入 申 込 書（2枚複写1組） 記入例P. 4 ※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへご請求ください。
②会 員 台 帳（1人1枚） 記入例P. 4 ※用紙はP.62

※入会締日と資格発生日について

毎月25日（休業日の場合は前営業日）の営業時間内までに申込みされた方は、**翌月の1日午前零時に会員資格が発生**します。なお、26日以降の申込みの場合は、翌々月の1日となります。

※4月や12月など、金融機関での手続きを通常に行うことが難しい場合は締日を変更する可能性があります。その場合、会報でお知らせしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

※えふ・サポートでの慶弔給付・各種助成・各種サービスについて

会員資格が発生してから申込みとなります。

書類提出済でも、会員資格が発生していない場合は、申込みする事はできません。

●追加加入の入会金・会費について

追加加入の申込みが毎月の25日（休業日の場合は前営業日）までにあった場合、翌月に会費引落口座より、既存会員会費と一緒に新規会員入会金・会費を自動引落しいたします。

※現金での納入は、事業所新規加入時のみです。

6 登録内容の変更

- 下記の事項に変更が生じたときは「変更届」(P.63)に必要事項を記入し、えふ・サポートへご提出ください。

①事業所に関する変更

(事業所名、代表者名、所在地、電話番号・FAX番号、会費振替口座等)

「変更届」の「1、事業所に関する変更」の該当箇所のみご記入ください。

※移転等により、住所や電話番号等も変更の場合、変更箇所のみご記入ください。

※会費振替口座の名義変更の場合は、「口座振替申込書」も一緒にご提出ください。

「口座振替申込書」は複写用紙のため、えふ・サポートへご請求ください。

② 会員に関する変更

(会員氏名、住所、電話番号、登録家族等)

「変更届」の「2. 会員に関する変更」の該当箇所のみご記入ください。

※引っ越しされた場合、必ず「変更届」(P.63)をご提出ください。

チケット等を申込みされた場合の送付先住所が登録住所と違う場合は、確認できるまで送付することはできません。

※会員氏名変更の場合は、新氏名で会員証を再交付するため、旧氏名の会員証はご返却ください。

※結婚や出生に伴い「変更届」(P.63)を提出される場合、住所や登録家族に大幅な変更がある場合は、「会員台帳」も一緒にご提出ください。

※結婚や出生に伴い「変更届」(P.63)を提出される場合、給付金の対象となりますので、「変更届」(P.63)と併せて、「給付金請求書兼証明書」(P.66)に記入・押印のうえ、事実を証明する添付書類と一緒にご提出ください。
給付金の詳細は、慶弔給付事業(P.16～P.21)をご確認ください。

③ 会員のえふ・サポート加入事業所間の異動

「変更届」の「3、会員のえふ・サポート加入事業所間の異動」の箇所にご記入ください。そして、異動先からの「加入申込書」と「会員台帳」(P.62) も一緒にご提出ください。

「加入申込書」は複写用紙のため、えふ・サポートへご請求ください。

※入退会の締日(毎月の25日(休業日の場合は前営業日))までに、異動元・異動先からの書類がそろわない場合は、異動処理する事はできません。

※異動処理できない場合、翌月以降も異動元から会費が引落されます。
異動元からの会費引落を停止するためには、入退会の締日(毎月の25日(休業日の場合は前営業日))までに、異動元から退会届(P.64)をご提出いただき、退会を確定してください。

※その後、異動先から「加入申込書」と「会員台帳」の提出で、新規入会扱いとなり、異動先では入会金が必要となります。

※入退会の締日と同様となりますので、毎月の25日(休業日の場合は前営業日)までにご提出ください。

※ 4月や12月など、金融機関での手続きを通常に行うことが難しい場合は、締日を変更する可能性があります。

「変更届」(P.63)は、FAX・郵送・窓口持参でご提出ください。

「口座振替申込書」・「加入申込書」・「給付金請求書兼証明書」も一緒に提出の場合や、「会員証」返却の場合は、郵送か窓口持参でご提出ください。

記入例：代表者変更と口座名変更の場合

※コピーしてお使いください。
年 月 日

変 更 届

一般財団法人福島中央企業振興サービスセンター 理事長

会員番号	0 0 0 0 1 - [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	事業所名	えふ・サポート株式会社
役員名 (発行者)	三河 太郎	連絡先	☒ 住所・事務所等 所在地は福島県 000 - 000 - 0000

下記の事項に変更がありまたはのぞいたります。

1. 事業所に関する事項 (変更事項のみに記入ください)		フリガナ	フリガナ	フリガナ
事業所名	フリガナ	代表者名	フリガナ	フリガナ
			福島 一郎	イナロウ
事業所所在地	フリガナ			
電話番号	—	FAX番号	—	—
☐ 郵便利用 ☐ 口座振替利用金庫 ☐ 大蔵省印 ☒ 福島 本部 ☒				
☐ 銀行 ☐ 貸付金等利用 ☐ 貸付金等利用 ☐ 貸付金等利用 ☐ 貸付金等利用				
会員登録口	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
☒	0	1	2	3
	4	5	6	7

会員登録口は「変更があった場合は」(口番号)を記入し、もごにしてください。(横書き形式のため、縦書きにも、やめてのしに属ください)

記入例：結婚に伴う氏名・住所・
登録家族変更の場合

第 1 期 年 月 日

変 更 届

一般財団法人福島県中小企業福祉サービスセンター 理事長

届出番号 0001100005	事務所名 文芸・中野ト株式会社
役員名 佐 倉 肇 子	連絡先 〒980-0000 0000-0000-0000

下記の事項に変更があった場合は、速やかにお届けいたします。

1. 事務所に関する変更 (変更事項のみご記入ください)

事業所名 	代表者名
事務所住所 	

電話番号 ———— データ番号 ————

☐ 営業時間
☐ 代表者住所
☐ 代表者氏名
☐ 代表者印
☐ 代表者印

☐ 大東証印
☐ 大東証印
☐ 大東証印
☐ 大東証印

本店・支店
☐ 本店
☐ 支店
☐ 支店
☐ 支店

※事業所住所(2)に変更があった場合は「登録住所変更」も記入ください。(選挙管轄の別、郵便局の「ヤマト」にご記入ください)

2. 役員に関する変更 (変更事項のみご記入ください)

役員名の変更があった場合は、各役員を両方記入いたします。
 役員就任を併付してください。

※新就任役員(氏名) 氏名 氏名

役員氏名 荒井 肇子	住所 〒980-0000 福島市西中央一丁目0-0
電話番号 090-0000-0000	携帯番号 ————

1. 役員就任

氏名 氏名

氏名 氏名

氏名 氏名

氏名 氏名

氏名 氏名

氏名 氏名

氏名 氏名

※役員就任(氏名) 氏名 氏名

記入例：加入事業所間異動の場合

※コピーしてお使いください。
年 月 日

変 更 届

一般財団法人福島県中央企業支援サービスセンター 理事員

会員番号 000010003	事業所名 えふ・サポート株式会社
所在地 松川町子	連絡先 090 - 000 - 0000

下記の内容に変更がありましたのでお送りいたします。

1. 事務局に送る変更届 (変更事項のみご記入ください)

事業所名 	代表者名
事業所所在地 〒 市 区 町 丁目 番 号	FAX番号
電話番号 	事業所・店名
事業所員名 代表者 役員 	事業所員名 役員 職員

※事業所員の変更が有る場合は(1)理事員名欄にもご記入ください。(理事員の場合は、所属地を「サポート」に変更してください)

2. 事務局に送る変更届 (変更事項のないご記入ください)

役員氏名 	事業所員氏名
住 所 〒 市 区 町 丁目 番 号	事業所員住所 〒 市 区 町 丁目 番 号
電話番号 	携帯電話

3. 役員の名え・サポートに送る役員住所の届書

役員氏名 えふ・サポート株式会社	所属地 宮城県
住所 〒 市 区 町 丁目 番 号	コーポレートビル 〒 市 区 町 丁目 番 号

※住所に事業所員住所の届書を送った場合は、「役員住所」をご記入ください。

所属地	役 職	年 月 日	印
宮城県	代表者	年 月 日	(印)
宮城県	役員	年 月 日	(印)

※住所に事業所員住所の届書を送った場合は、「役員住所」をご記入ください。

所属地	役 職	年 月 日	印
宮城県	役員	年 月 日	(印)
宮城県	職員	年 月 日	(印)

届出先: えふ・サポートに送る役員住所の届書 FAXで (FAX番号 090-0000-0000)

7 退会について(締日は毎月25日)休業日の場合は前営業日

- 退会の場合は「退会届」(P.64)に必要事項を記入・押印し、会員証と一緒に、郵送もしくはえふ・サポート窓口までご持参ください

※退会締日について

毎月25日(休業日の場合は前営業日)の営業時間内までに退会届が受理された場合、**その月の末日で退会**となります。

なお、26日以降に受理された場合は、翌月の末日退会となりますが、翌月分までの会費が発生しますので、ご注意ください。

(参考例) 1月25日までに受理された退会届＝1月末日退会(会費は1月分まで)

1月26日以降に受理された退会届＝2月末日退会(会費は2月分まで)

4月や12月など、金融機関での手続きを通常に行うことが難しい場合は締日を変更する可能性があります。

その場合、会報でお知らせしますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

※会費の未納がある場合、会費の納入が確認できるまでは、提出書類を受付する事はできませんので、ご了承ください。

●退会費別金について

えふ・サポートへ5年以上継続加入の方が退会される場合、退会費別金の給付対象となりますので、「退会届」(P.64)と併せて「給付金請求書兼証明書【祝金】」(P.66)に記入・押印のうえ、退会届と一緒に提出ください。

※加入日について

退会費別金の対象かどうか不明な場合、えふ・サポートまでお問合わせください。

※給付金締日について

毎月20日(休業日の場合は前営業日)の営業時間内までに受理した請求を、翌月振込みします。

詳細は、慶弔給付事業(P.16～P.21)をご確認ください。

※会員死亡による退会の場合

退会届は必ずご提出ください。(退会理由「3.死亡」に○をつけてください)

会員死亡の場合、退会費別金は対象外となりますが、死亡弔慰金の対象になります。

死亡弔慰金請求の場合、給付条件や証明書類等が必要となりますので、慶弔給付事業(P.16～P.23)を確認していただくか、えふ・サポートまでお問合わせください。

審査機関の給付認定基準により給付を決定しておりますので、給付対象外の場合はご了承ください。対象の場合のみ「給付金請求書兼証明書【弔慰金・見舞金】」(P.67)に記入・押印のうえ、事実を証明する添付書類と退会届と一緒に提出ください。

なお、添付書類等準備に時間がかかる場合は、先に退会届を提出していただき、退会を確定してください。

※退会届の提出がない場合、入会しているとみなし、会費の自動引落しが続きます。

書類準備が整いましたら、添付書類と一緒に給付金請求書をご提出ください。

請求期限は死亡日より3年です。

記入例：「退会届」

※コピーしてお使いください。
年 月 日

退 会 届

一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター 理事長

事業所番号 ※会員番号のよ4桁です。

事業所名 えふ・サポート株式会社

代 表 者 名 代表取締役 福島 一郎

または会員氏名

下記のとおり、(一財)福島市中小企業福祉サービスセンターを退会したく、退会届を提出します。

※退会者のみ、下欄にご記入ください。
※退会手続きは、**毎月25日(休業日の場合は前営業日)まで**に受理されたものが、その月の月末退会となります。
4月や12月は金融機関での手続きを行う事が難しい場合は、締日を変更する可能性があります。
※退会者の会員証を添えてご提出ください。紛失の場合、下欄の「会員証」の紛失に○をつけてください。
※「*」の欄は、事務用記入欄のため、記入しないでください。

会員番号	会員氏名	退会理由	会員証	*事務用記入欄				
				加入日	退会日	5年		
0001-0003	マリア マリア マリア	1.退職 2.任意	退付					
	松川 町子	3.死亡	紛失					
	マリア	1.退職 2.任意	退付					

退会希望の場合、記入・押印の上、会員証と一緒に郵送・窓口持参にてご提出ください。

※会員証紛失の場合

退会届の「会員証」の欄の「紛失」に○をつけて退会届をご提出ください。